

財務大臣 麻生 太郎 殿

平成27年度介護報酬改定に関する緊急要望書

2015年1月8日

全日本民主医療機関連合会 会長 藤末 衛



12月25日、「平成27年度予算の編成等に関する建議」がとりまとめられ、この中で6%の介護報酬引き下げが提言されています。慢性的な人手不足をはじめ、介護現場の厳しさは年々増大しています。介護報酬の引き下げは到底納得しうるものではありません。

引き下げの根拠として、介護事業所の収支差率(利益率)の高さと、特別養護老人ホームにおける内部留保の存在が繰り返し強調されています。厚生労働省が実施した「介護事業経営実態調査」では、全事業所の平均収支差率8%という結果が示されていますが、中には利益をほとんど出せない事業所や収支差がマイナスになっている事業所が多数存在しており、同じサービス事業であっても法人形態、事業規模、開設時期など個別の事情に収支差率は大きく左右されます。さらに、各サービス種別の有効回答率は4~5割台にとどまっており、小規模事業所など回答すること自体が困難な事業所の経営実態が反映されていない可能性があることも否めません。平均値に基づく介護報酬の画一的な引き下げは、地域に必要なとされる事業所をつぶすこととなります。

また、特別養護老人ホームについては、「内部留保」の存在が指摘され、「内部留保が蓄積しない水準まで介護報酬を適正化する」とされています。しかし、全国老人福祉施設協議会の調査によれば、現状では特別養護老人ホームの3割近くが赤字となっており、「仮に財務省案通り6%の介護報酬引き下げがされた場合、6割近くまで赤字に転落する」と報告されています。一部の社会福祉法人が多額の利益を保有していることは再三報じられてきましたが、施設の改修や建て替えなど将来必要とされる資金まで「内部留保」として一括し、全ての特別養護老人ホームを十把一絡げに引き下げの対象とする手法には疑問を抱かざるを得ません。

介護報酬改定は過去4回実施されました。2003年改定▲2.3%、2006年改定▲2.4%とマイナス改定が続き、2009年改定ではプラス改定を求める現場の強い要請もあって初めて3%の引き上げが実現しましたが、2012年改定は公称1.2%のプラス改定とされたものの、介護職員処遇改善交付金を介護報酬上の加算に組み入れたことにより、実質▲0.8%のマイナス改定となりました。介護報酬は2000年の制度スタート以来、引き下げの基調で推移しています。こうした低介護報酬の固定化が、介護の質の向上、職員の処遇改善、事業所の安定的経営を阻んでいる最大の要因になっています。

改定案では、処遇改善加算の拡充が提案されています。しかし、介護報酬全体が引き下げられ、事業所の収益が大幅に減ることになれば、経営維持のために正規職員を非正規職員に切り替えたり、職員の新規採用を手控える事態になりかねません。たとえ給与は上がったとしても、業務の過密化などにより、逆に処遇・労働条件全体が悪化することが予測されます。新たな離職の発生にもつながり、ひいては利用者へのサービスの質の低下をもたらすことにもなります。事業の継続が困難になれば、地域の介護サービス基盤の縮小・解体につながる重大な事態となります。

介護報酬のこれ以上の引き下げは断じて容認できません。安心・安全の介護の実現はすべての高齢者・国民の願いです。「介護の質の向上」、「事業経営の安定性・継続性の確保」、「処遇・労働条件の大幅改善」を実現する上で、介護報酬の大幅な引き上げこそ必要です。とりわけ、地方においては、介護事業は雇用の有力な受け皿になっており、介護報酬の引き上げ・改善は、若者の雇用創出・地域再生の上でも重要な課題と考えます。

以下3点を緊急に要請します。

- 1 介護報酬は引き下げではなく、大幅な引き上げをはかること
- 2 介護サービスの利用に支障が生じないよう、利用者の負担増とならない手立てを講じること
- 3 そのために、消費税増税によらない必要財源を政府が責任をもって確保すること

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

平成27年度介護報酬改定に関する緊急要望書

2015年1月8日

全日本民主医療機関連合会

会長 藤本 衛



平成 27 年度予算編成において、政府は介護報酬を引き下げる方向で調整を進めていると報じられています。12 月 25 日には財務省が予算編成に向けた「建議」をとりまとめ、6 %の大幅な介護報酬の引き下げを重ねて提言しました。慢性的な人手不足をはじめ、介護現場の厳しさは年々増大しています。介護報酬の引き下げは到底納得しうるものではありません。

引き下げの根拠として、介護事業所の収支差率(利益率)の高さと、特別養護老人ホームにおける内部留保の存在が繰り返し強調されています。厚生労働省が実施した「介護事業経営実態調査」では、全事業所の平均収支差率 8 %という結果が示されていますが、中には利益をほとんど出せない事業所や収支差がマイナスになっている事業所が多数存在しており、同じサービス事業であっても法人形態、事業規模、開設時期など個別の事情に収支差率は大きく左右されます。さらに、各サービス種別の有効回答率は 4 ~ 5 割台にとどまっており、小規模事業所など回答すること自体が困難な事業所の経営実態が反映されていない可能性があることも否めません。平均値に基づく介護報酬の画一的な引き下げは、地域に必要とされる事業所をつぶすこととなります。

特別養護老人ホームについて、財務省は「内部留保」の存在を指摘し、「内部留保が蓄積しない水準まで介護報酬を適正化する」としています。しかし、全国老人福祉施設協議会の調査によれば、現状では特別養護老人ホームの 3 割近くが赤字となっており、「仮に財務省案通り 6 %の介護報酬引き下げがされた場合、6 割近くまで赤字に転落する」と報告されています。一部の社会福祉法人が多額の利益を保有していることは再三報じられてきましたが、施設の改修や建て替えなど将来必要とされる資金まで「内部留保」として一括し、全ての特別養護老人ホームを十把一絡げに引き下げの対象とする手法には疑問を抱かざるを得ません。

介護報酬改定は過去 4 回実施されました。2003 年改定▲ 2.3 %、2006 年改定▲ 2.4 %とマイナス改定が続き、2009 年改定ではプラス改定を求める現場の強い要請もあって初めて 3 %の引き上げが実現しましたが、2012 年改定は公称 1.2 %のプラス改定とされたものの、介護職員処遇改善交付金を介護報酬上の加算に組み入れたことにより、実質▲ 0.8 %のマイナス改定となりました。介護報酬は 2000 年の制度スタート以来、引き下げの基調で推移しています。こうした低介護報酬の固定化が、介護の質の向上、職員の処遇改善、事業所の安定的経営を阻んでいる最大の要因になっています。

改定案では、処遇改善加算の拡充が提案されています。しかし、介護報酬全体が引き下げられ、事業所の収益が大幅に減ることになれば、経営維持のために正規職員を非正規職員に切り替えたり、職員の新規採用を手控える事態になりかねません。たとえ給与は上がったとしても、業務の過密化などにより、逆に処遇・労働条件全体が悪化することが予測されます。新たな離職の発生にもつながり、ひいては利用者へのサービスの質の低下をもたらすことにもなります。事業の継続が困難になれば、地域の介護サービス基盤の縮小・解体につながる重大な事態となります。

介護報酬のこれ以上の引き下げは断じて容認できません。安心・安全の介護の実現はすべての高齢者・国民の願いです。「介護の質の向上」、「事業経営の安定性・継続性の確保」、「処遇・労働条件の大幅改善」を実現する上で、介護報酬の引き上げこそ必要です。とりわけ、地方においては、介護事業は雇用の有力な受け皿になっており、介護報酬の引き上げ・改善は、若者の雇用創出・地域再生の上でも重要な課題と考えます。

以下3点を緊急に要請します。

- 1 介護報酬は引き下げではなく、大幅な引き上げをはかること
- 2 介護サービスの利用に支障が生じないよう、利用者の負担増とならない手立てを講じること
- 3 そのために、消費税増税によらない必要財源を政府が責任をもって確保すること